

## 静岡市における景観行政の取り組みに関する一考察 静岡市へのヒアリングから

正会員 ○中井 朋子\*  
正会員 上山 肇\*\*

景観 街路空間 街路樹  
景観形成 静岡市

### 1. はじめに

2004年、日本の都市・農山漁村等における良好な景観の形成を促進するために景観法が制定され、2005年の全面施行を機に多くの自治体で景観形成への取り組みが活発に行われ始めた。それに伴い、静岡市においても景観形成への積極的な取り組みがなされているところである。

静岡市では景観形成の理念を「都市と自然と人が調和し、心地よさを感じられるまち」とし、景観形成の目標を「豊かな自然環境に調和した景観形成、風土や伝統が培った歴史や文化が息づく景観形成、暮らしや営みを豊かにし心地よさを感じられる景観形成、人々の活動が輝き豊かなコミュニティを育む景観形成」と設定している。

この目標のもとに、豊富な景観資源を活かし静岡らしい良好な景観形成を進めているが、本稿ではこうした静岡市における景観行政の実態を探ることを目的に、静岡市へのヒアリングを通して景観行政の取り組みの現状を調べたものである。

### 2. 静岡市における景観行政の概要

#### 2-1 静岡市の景観

静岡市は2003年から2008年にかけて清水市・由比町・蒲原町の3市町と合併し、人口は約70万人、東西に50km南北は83kmに及び、面積が約1,400haあり、北部は南アルプスに含まれる政令指定都市である。(2017年2月現在)

静岡は、富士山をはじめとする眺望景観や美しさと活力を持つ駿河湾、南アルプスなどの緑豊かな山並み景観など豊かな自然に恵まれている。また、歴史・文化的佇まいを色濃く残す東海道の宿場町や、地形を活かした茶畑と集落が醸し出す穏やかな景観等、歴史や文化に育まれた景観が形成されている。

このような恵まれた自然景観や歴史・文化的景観の中で静岡市は城下町と港湾都市という2つの異なる都市基盤を確立し、新たに政令指定都市としての様々な都市機能の集積を活かした市街地景観を形成してきた。

こうした条件の中でもたらされた良好な景観は、市民の暮らしに潤いや安らぎをもたらし、地域への誇りと愛着と感じさせ、まちの個性を育み、更には地域に活力を与えている<sup>1)</sup>。

#### 2-2 静岡市の景観行政の経緯や具体的地区など

静岡市では、旧静岡市と旧清水市がともに、1997年から都市景観形成に関する取り組みを開始した。その後、旧静岡市では1991年度に、旧清水市では1997年度に、都市景観条例を施行し、重点地区の指定や美しいまちづくり推進地区や優れた眺望地点の指定など、良好な都市景観の形成を目指した独自の取り組みを継続してきた。

景観重点地区としては、静岡市の顔となる拠点地区として、日の出地区と駿府公園周辺地区(写真1.)、そして歴史的なまち並みが形成されている地区として宇津ノ谷地区の3地区が指定されている(図1.)。この重点地区では静岡市景観計画との整合性を図りながら、地区独自の景観形成の目標や方針、景観形成基準などを定め、地区の景観資源や個性を活かした景観形成に取り組んでいる。

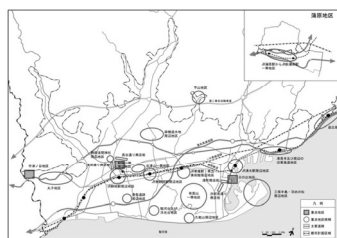


図1. 景観重点地区(静岡市HPより)



写真1. 駿府公園周辺地区(筆者撮影)

### 3. 調査方法

静岡市の関連部署と七間町名店街事務局に対し、以下のよう  
にヒアリングを行った。

#### (1) 景観行政全般

- ①調査日：2016年12月16日(金)
- ②対象部署：企画局企画課総合計画推進係  
建築部建築総務課都市景観推進係
- ③調査内容：静岡市における景観行政と静岡市の現状

#### (2) 市街地道路の景観形成

- ①調査日：2017年2月1日(水)
- ②対象部署：建設局道路部道路計画課道路整備係
- ③調査内容：静岡市街道路の現状と景観条例、みどり条例、  
屋外広告物条例の活用について

#### (3) 市街地整備における景観形成

- ①調査日：2017年2月3日(金)
- ②対象部署：都市局都市計画部市街地整備課再開係
- ③調査内容：静岡駅南口周辺の市街地再開係事業の経緯と  
景観形成について

更に静岡市役所以外にも、静岡市において市民協働による道路緑化の成功事例として、静岡市葵区にある七間町名店街にもヒアリングを行った。

#### (4) 七間町名店街の景観形成

- ①調査日：2017年2月21日(火)
- ②対象部署：七間町名店街事務局
- ③調査内容：七間町名店街の景観形成について

#### 4. 調査（ヒアリング）結果

本調査より下記のような内容についてヒアリングすることができた。

##### 4-1 景観に関する各部署・名店街の取り組みと考え方

###### (1) 企画局

建築物の色彩や緑、屋外広告物などは街の景観を構成する要素として重要なものと認識しているため、景観計画を立て、静岡市全域に緩やかな規制誘導をかけている。

その中で特に良好な景観を推進する地区を景観重点地区に指定し、色彩・屋外広告物・緑化などの規制をしている。

###### (2) 建設局

静岡市には景観に対しての条例として、景観条例やみどり条例、屋外広告物条例などがある。

景観条例では景観計画に基づき、建築物の色彩について色彩ガイドラインを制定し、用途地域ごとに望ましい色彩を誘導している。（大規模建築物は規制有り）

屋外広告物条例に関しては、用途地域により異なるが広告物の大きさにより、ある一定の大きさまでは色彩の規制は無く自由に広告物を表示することができるようにしている。特に商業地域など人が多く通行する場所においては、賑わいを創出する目的で規制が緩くなっている。

しかし、景観重点地区や三保などの世界遺産に指定されている地域においては、その地域に通じるルートも規制できるようにしていきたいと考えている。

みどり条例に関して、みどりの保全と緑化の推進を総合的かつ計画的に行うことにより、良好な生活環境の形成を図り、みどり豊かなまちづくりに寄与することを目的としている。

###### (3) 都市局

静岡市の再開発事業は高度利用地区などに指定され、境界から敷地内部に建物をセットバックすることによって容積率が増加し、セットバックした敷地は、緑を植えられるなど景観的にも有効利用され、更に見通しの確保にも役立っている。

###### (4) 七間町名店街

この名店街は静岡駅から続く繁華街にあり、通りにある全店舗 64 店が加盟し、組合金を出して商店街の景観を美しく維持管理している。

通りの改修時に名店街と市でプロジェクトチームを作り、協働で通りの整備を行った。静岡市の景観大賞にも選ばれたことのある通りで、美しい景観で市民の憩いの場にもなっている。

##### 4-2 街路樹に関する考え方

###### (1) 企画局

街路樹の必要性は感じているものの、沿道の地権者や近隣住民の意見、道路の機能・安全性を重視している。

###### (2) 建設局

道路は人や車の走行空間としてだけでなく、修景もしなければならぬと考えてはいるが、歩道に街路樹を植樹できない主な理由として次の3つを挙げた。

①歩道幅不足：道路幅、歩道の幅が限られている中、植樹帯や植樹柵を設置することにより歩道として使用できる範囲が1～1.5m減少する。また、電線の地中化も進めており、電線共

同溝上に植樹できないため、位置をずらすと更に使用できる歩道幅が減少する。街路樹の成長による根上がり問題も上げられる。根上がりにより歩道の路面に起伏が生じ、安全性が損なわれる危険性がある。②コスト：落ち葉の処理や枝の剪定といった植樹帯の維持管理の費用の問題がある。③周辺の住民や事業者による反対：定期的に自治体が木の管理はしているが、落ち葉や台風時などの枝折れ、木にやってくる鳥の糞の問題などの意見がある。

###### (4) 商店街

ケヤキの高木が所々に配置され、高木と高木の間には大きな植木鉢に低木と花を植えたものを配置している。一方通行の1車線道路で休日などには歩行者天国にして、イベント広場としても利用されている（写真2.写真3.）。



写真2. 写真3. 七間町商店街の風景（筆者撮影）

##### 4-3 それぞれが抱える問題・課題

###### (1) 企画局

縦割り行政により、道路の整備や街路樹の管理などそれぞれの管轄が異なっている為、他部署との連携が難しい。

###### (2) 商店街

やはり街路樹の根上がり問題と落ち葉の問題は深刻になっている。落ち葉の撤去費用もかなりの負担になっている。また、街路樹の成長による倒木の恐れなども生じてきている。

#### 5. おわりに

静岡市の景観行政についてヒアリングを行った結果、次のようなことがわかった。

①景観全般について：自治体として地域ごとに賑わいを必要とする場や歴史を感じさせる場など用途によって色彩や広告物を適正に誘導し、秩序と美観を保っていること。②緑化について：静岡市として積極的に取り組みたい意向はあるものの、地理的な問題や住民の意向の問題によって、積極的に取り組めていないという現状にあること。③街路樹について：近隣住民の意見や道路の機能・安全性を重視しているが故に、積極的に取り組めていない現状であること。

特に③については、今後、市民協働の視点を組み込みながら取り組んでいく必要性や、道路管理などの面からも景観行政にスムーズに対応できるよう、行政の中においても部署間の繋がりを密接に図っていく必要がある。

##### 【参考・引用文献】

1) 静岡市HP：静岡市景観計画

\* 法政大学大学院 政策創造研究科 大学院生

\*\*法政大学大学院 政策創造研究科 教授 博士(工学),博士(政策学)

\* Graduate Student, Hosei Graduate School of Regional Policy Design

\*\* Hosei Graduate School of Regional Policy Design, Prof., Dr. Eng., Ph.D.